

令和2年度農業協同組合等検査年報

I 農業協同組合

1 検査の基本方針

農業協同組合は、相互扶助の精神のもと、地域社会に根ざした組織として、農業の生産振興、農業者の所得向上とともに、地産地消の推進や農山村地域活性化などの役割を果たしており、農業が持続的に発展していくためには、農業協同組合の健全な経営を確保することが不可欠である。

このため、農協の業務運営全般及び会計処理等の状況を把握し、適正に事業が運営され、健全な発展が図られるよう、農業協同組合法の規定に基づき、

- ① 合法性（法令等の遵守状況）
 - ② 合目的性（事業目的への合致状況）
 - ③ 合理性（業務及び会計の経済性又は効率性）
- の観点から、効率的かつ効果的な検査に努める。

2 検査の重点項目

次の事項を重点項目とし、検査を実施した。

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況

- ア 理事、理事会、監事及び内部監査は、その役割・責任を果たしているか。
- イ 子会社の管理は適正か。内部けん制は働いているか。
- ウ 組合員組織会計^{※1}の管理は適正か。内部けん制は働いているか。

※1 集落組織、業種別生産組合などの組合員組織の会計事務は、通常、当該組合員組織で行うが、運営上の必要性から、やむを得ず農協が組合員組織の会計事務を受託する場合には、組織会計事務取扱要領を定め、これに基づき適正な事務処理と管理を徹底することとしている。

(2) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備・確立状況

- ア コンプライアンス・プログラム^{※2}を策定し、進捗状況を管理しているか。
- イ 法令に基づき業務を行っているか。（取引時の本人確認、農薬の管理等）
- ウ 不祥事発生の未然防止の一環として規程等に基づき実施している連続職場離脱、人事ローテーションを適正に行っているか。

※2 法令等の遵守を実現させるための実践計画

(3) 利用者保護管理態勢の整備・確立状況

- ア 顧客からの苦情について、適正に対応し、再発防止を図っているか。また、苦情の発生から対応完了まで、コンプライアンス統括部署に報告しているか。
- イ 保有している個人情報に関連規程等に基づき適正に管理しているか。

(4) 資産査定管理態勢^{※3}の整備・確立状況

資産査定部署は、規程等に沿った手続きを正確に行っているか。

※3 農協が保有する貸出金等の資産を個別に検討して、資産がどの程度のリスクにさらされているかを判定するもので、適正な償却・引当を行うための準備作業

(5) 自己資本管理態勢の整備・確立状況

自己資本比率の算出において検証機能が確保されているか。

(6) オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況

各事業（信用事業、共済事業、経済事業等）において、適正なリスク管理態勢のもと、業務を行っているか。

3 検査実施体制

農林水産部農業経営課及び出納局検査室の職員並びに公認会計士が検査を実施した。

4 検査の実施状況

次表のとおり、検査を実施した。

年度	検査対象組合数	検査実施組合数			検査日数(日)	検査従事延人数(人) ^{※6}	うち公認会計士検査 ^{※7}	
		常例検査 ^{※4}	要請検査 ^{※5}	合計			組合数	延人数
28	16	6	1	7	86	446	6	18
29	15	8	0	8	103	445	8	24
30	15	7	0	7	84	392	7	21
元	15	8	0	8	103	467	8	24
2	15	7	0	7	76	291	7	21

※4 農業協同組合法第94条第4項に基づき行う検査

※5 農業協同組合法第98条第1項に基づき、国に要請して、国と県が共同して実施する検査

※6 要請検査における国の職員を含む

※7 公認会計士は、財務決算及び自己資本比率の算出について検査

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に考慮し、一部検査方法を変更して実施

II 森林組合

1 検査の基本方針

森林組合は、相互扶助の精神のもと、森林所有者の共同組織として組合員の経済的社会的地位の向上に寄与するとともに、木材生産や県土の保全、水源のかん養などの森林の多面的機能が総合的に発揮されるよう森林資源の維持培養を図る役割を担っており、本県の森林・林業が持続的に発展していくためには、森林組合の健全な経営を確保することが不可欠である。

このため、森林組合の業務運営全般及び会計処理等の状況を把握し、適正に事業が運営され、健全な発展が図られるよう、森林組合法の規定に基づき、

- ① 合法性（法令等の遵守状況）
- ② 合目的性（事業目的への合致状況）
- ③ 合理性（業務及び会計の経済性又は効率性）

の観点から、富山県森林組合連合会が行う監査と連携しながら、効率的かつ効果的な検査に努める。

2 検査実施体制

農林水産部森林政策課及び農業経営課の職員が、検査を実施した。

3 検査の実施状況

次表のとおり、検査を実施した。

年度	常 例 検 査 ^{※8}			
	検査対象 組合数	検査実施 組合数	検査日数(日)	検査延人日(人)
28	4	2	6	28
29	4	2	9	37
30	4	2	6	24
元	4	2	8	35
2	4	2	7	28

※8 森林組合法第111条第4項に基づく検査

Ⅲ 水産業協同組合

1 検査の基本方針

水産業協同組合は、相互扶助の精神のもと、漁民及び水産加工業者の協同組織として経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図るとともに、水産物の安定供給や水産資源の持続的な利用の確保など地域の水産業を支える役割を果たしており、水産業が持続的に発展していくためには、水産業協同組合の健全な経営を確保することが不可欠である。

このため、水産業協同組合の業務運営全般及び会計処理等の状況を把握し、適正に事業が運営され、健全な発展が図られるよう、水産業協同組合法の規定に基づき、

- ① 合法性（法令等の遵守状況）
- ② 合目的性（事業目的への合致状況）
- ③ 合理性（業務及び会計の経済性又は効率性）

の観点から、J F 全国監査機構漁協監査部が行う監査と連携しながら、効率的かつ効果的な検査に努める。

2 検査実施体制

農林水産部水産漁港課及び農業経営課の職員が、検査を実施した。

3 検査の実施状況

次表のとおり、検査を実施した。

年度	常 例 検 査 ^{※9}			
	検査対象 組合数	検査実施 組合数	検査日数(日)	検査延人日(人)
28	32	12	15	62
29	32	8	12	45
30	32	9	12	50
元	32	15	18	68
2	32	9	12	55

※9 水産業協同組合法第123条第4項に基づく検査

IV これまでの検査結果の事例

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況

ア 組合員組織^{※10}会計の管理が不適正な事例

組合員組織の受託事務において、一定額以上の支出に際しては、組合員組織代表の承認を得るよう定められているが、承認を得ないまま、支出を行っている事例があったこと。

※10 組合員と農協組織との中間的な組織で、集落組織、作物別生産組織、青年・女性の組織、年金友の会等の組織がある。

イ 子会社に対する指導が不十分な事例

子会社管理規程に基づき所管課が子会社の業務について遂行状況を適正に把握し、必要な指導及び助言を行うこととしている。しかし、所管課は子会社の内部けん制体制が不十分であることを認識していないことに加え、業務について適切な確認を行わなかったため、顧客との契約の締結及び請負代金の請求が行われなかったことを看過していたこと。

(2) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備・確立状況

ア 人事ローテーションの運用が不適正な事例

信用事業及び共済事業に携わる職員については、事故防止等の観点から、長期間にわたり同一業務に従事することなく、ローテーションを確保しなければならないが、定められた期間を超えて従事している職員が存在したこと。

イ 連続職場離脱の取組みについて内部けん制体制が不十分な事例

事故、不正等を未然に防ぐための対策として、連続休暇、研修等により最低年1回1週間以上連続して職場を離脱させるようにしているものの、離脱する職員自身が実施期間を決めていたこと。

(3) 利用者保護管理態勢の整備・確立状況

顧客からの相談・苦情への対応について、コンプライアンス統括部署に報告等を行っていない事例

コンプライアンス統括部署において、支店及び事業所に対し、顧客からの相談・苦情への対応が周知徹底されておらず、統括部署に対して対応完了の報告をしていない事例や、相談・苦情対応記録簿に原因究明及び再発防止策を記載していない事例があったこと。

(4) 資産査定管理態勢の整備・確立状況

分類資産額^{※11}が相違している事例

同一債務者の債務や実質同一債務者の名寄せ漏れ、担保評価額の誤り等により、分類資産額が相違している事例があったこと。

※11 回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類された資産

(5) 自己資本管理態勢の整備・確立状況

自己資本比率算出のための検証体制が不十分な事例

自己資本比率を算出するための詳細な手続きを定めておらず、検証体制も不十分であったことから、入力データに誤りがあったこと。

(6) オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況

ア 貸出条件の履行確認が不十分な事例

所管部長が、担当部署に対し、貸出条件の履行状況について管理するよう指示しておらず、このため、当該担当部署は進捗管理を行っていないことから、抵当権設定の貸出条件が付されているにもかかわらず、抵当権が設定されていない事例があったこと。

イ 自主検査が形骸化している事例

コンプライアンス所管部署が、支店及び事業所に対し、自主検査を厳格に行うよう周知徹底していないことから、組合員組織会計の通帳と印鑑の双方を一人の職員が預かり、同一場所で保管しているなど自主検査のチェックリストと異なった取扱いをしているにもかかわらず、本店に対して、事実と異なる報告をしている事例があったこと。

ウ 役席者カードの管理が不十分な事例

所管部長が、支店に対し、役席者カード使用管理簿により役席者の承認を得たうえで役席者カードを使用するよう指示しておらず、このため、口頭承認により使用している事例や、同管理簿により役席者の承認を得ることなく使用している事例があったこと。

(注意)

この指摘事例は、県検査での指摘事項をもとにしたもので、個別農協等の指摘事項をそのまま掲載したものではありません。